

平成 23 年 2 月

平成 22 年中における  
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 目次

第 1	概要 .....	1
第 2	検挙事件の事犯別状況 .....	2
1	利殖勧誘（資産形成）事犯 .....	2
2	特定商取引等事犯 .....	5
3	ヤミ金融事犯等の金融事犯 .....	9
4	食の安全に係る事犯 .....	13
5	保健衛生事犯 .....	15
6	廃棄物事犯等の環境事犯 .....	19
7	知的財産権侵害事犯 .....	22
8	不動産事犯 .....	26
9	税法事犯 .....	27
10	諸法令事犯 .....	28

## 第1 概要

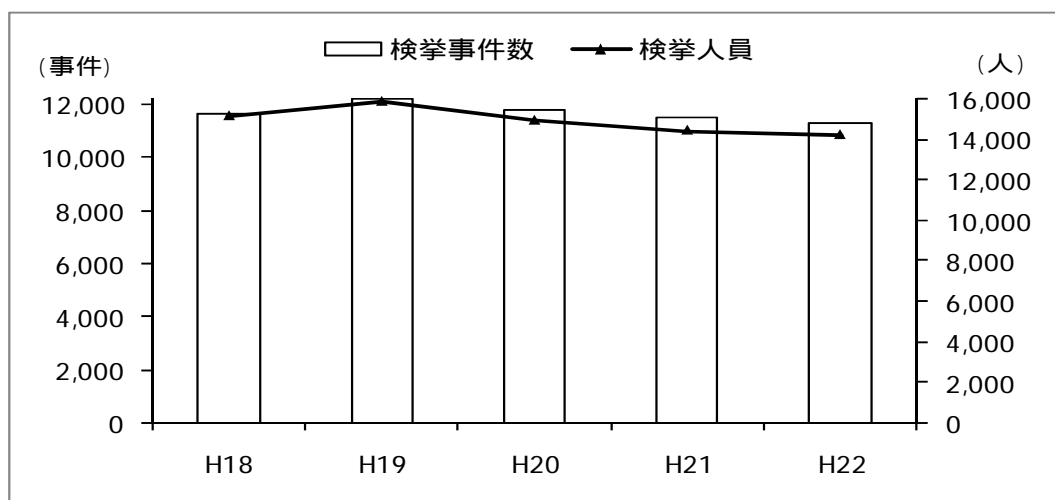
平成22年中における生活経済事犯の検挙事件数及び検挙人員は、次のとおりであった。

図表1 平成22年中における生活経済事犯の検挙状況

事 犯	H22		H21 (参考)	
	事件数	人員	事件数	人員
利殖勧誘(資産形成)事犯	31	110	29	125
特定商取引事犯	193	430	152	371
金融事犯	395	760	444	817
うちヤミ金融事犯	393	755	442	815
保健衛生事犯	383	551	353	420
うち食の安全に係る事犯	46	85	66	132
知的財産権侵害事犯	398	583	364	620
環境事犯	7,179	8,762	7,164	8,733
うち廃棄物事犯	6,183	7,679	6,128	7,599
不動産事犯	20	27	21	33
国際経済事犯	0	0	2	2
税法事犯	6	15	3	13
諸法令事犯	2,656	3,016	2,941	3,340
合 計	11,261	14,254	11,473	14,474

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

図表2 最近5年間ににおける生活経済事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	11,603	12,197	11,799	11,473	11,261
検 挙 人 員	15,189	15,890	14,967	14,474	14,254

また、平成22年中に生活経済事犯に利用された疑いがある口座として警察が金融機関に情報提供した件数は、14,884件(+4,063件、+37.5%)と、前年を大きく上回った。

## 第2 検挙事件の事犯別状況

### 1 利殖勧誘（資産形成）事犯

#### (1) 現状

利殖勧誘事犯は、全国の消費生活センターへの相談件数が図表3のとおり平成20年以降急増しており、全国で被害が拡大していることが懸念される。

図表3 全国の消費生活センターへの相談件数

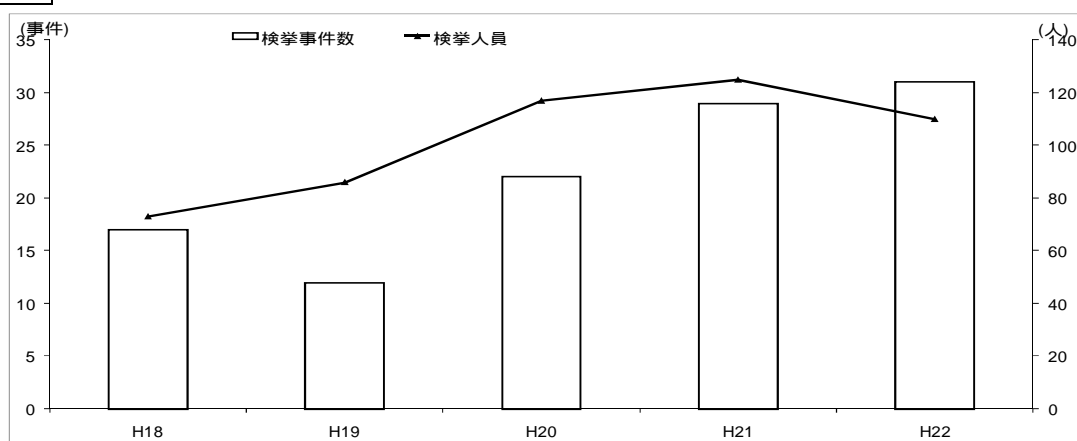
	H18	H19	H20	H21	H22
未公開株	4,806	2,732	2,812	5,091	7,803
公社債	312	363	432	1,115	5,164
集団投資スキーム（ファンド）	-	-	-	2,148	5,118
外国通貨	-	-	-	4	994

また、平成22年中の全国の消費生活センターへの相談に占める契約当事者が60歳以上であったものの割合はいずれの類型でも増加傾向で、未公開株取引関係で約85%、公社債取引関係で約83%、集団投資スキーム（ファンド）への出資関係で約72%、外国通貨取引関係で約89%。（相談件数はいずれも（独）国民生活センター調べ、平成23年2月14日現在）

#### (2) 検挙状況

平成22年中における利殖勧誘事犯の検挙事件数は31事件（+2事件、+6.9%）、検挙人員は110人（-15人、-12.0%）、検挙法人数は10法人（+3法人、+42.9%）、被害人員等は1万9,014人（-3万4,684人、-64.6%）、被害額等は約180億3,955万円（-約1,473億7,846万円、-89.1%）。

図表4 最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検挙事件数	17	12	22	29	31
検挙人員	73	86	117	125	110
検挙法人	4	3	4	7	10
被害人員等	14,429	30,230	64,016	53,698	19,014
被害額等	437億3,206万円	807億8,580万円	1,579億7,406万円	1,654億1,801万円	180億3,955万円

- 注 1 被害人員等には、詐欺の被害者、無限連鎖講の加入者等を計上している。  
 2 被害額等には、詐欺の被害額、無限連鎖講の出えん金等を計上している。

図表 5 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成 22 年中）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
			うち逮捕			
預り金事犯	12	36	33	2	2,982	104億4,936万円
先物取引事犯	3	4	0	1	22	1億0,417万円
金融商品取引事犯	14	51	42	6	14,065	67億6,397万円
ねずみ講事犯	1	11	4	1	1,942	7億1,265万円
外国通貨販売	1	8	8	0	3	938万円
計	31	110	87	10	19,014	180億3,955万円

注 被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別被害額等は 1 万円未満切り捨てとしているためである。

図表 6 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成 21 年中）（参考）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
			うち逮捕			
預り金事犯	12	63	43	1	41,581	1,367億1,788万円
先物取引事犯	3	6	6	1	384	7億0,860万円
金融商品取引事犯	11	47	36	5	10,960	277億8,542万円
ねずみ講事犯	3	9	9	0	773	2億0,611万円
計	29	125	94	7	53,698	1,654億1,801万円

前年に比べ、検挙事件数が増加したにもかかわらず、検挙人員、被害人員等及び被害額等が減少したのは、前年に、被害人員等約 4 万人、被害額等約 1,285 億円の大規模事件があったためである。ただ、前年比で減少した平成 22 年の利殖勧誘事犯の被害額等約 180 億円は同時期の振り込め詐欺の被害額約 101 億円の約 1.8 倍となっており、利殖勧誘事犯被害の深刻さを物語っている。

また、犯人の活動拠点は東京に集中する一方で被害は全国に広がっており、東京の拠点から全国に勧誘の架電をしている状況がうかがわれる。

利殖勧誘事犯で送致した 31 事件における送致事実に係る 65 歳以上の被害人員等は、65 人（全体の 29.1%）、被害額等は、約 3 億 3,664 万円（全体の 23.7%）であった。

### (3) 課題と今後の取組み

利殖勧誘事犯の被害は刑法犯認知件数が減少を続ける中で拡大しつつあり、その被害額等は振り込め詐欺の約 1.8 倍となっていることから、利殖勧誘事犯を集中的に取り締まるとともに、関係行政機関に一層の対策を行うよう働き掛けていく必要がある。

そこで、利殖勧誘事犯を生活経済部門が最優先で取り締まるべき事犯と位置付けるとともに、被害情報の能動的収集や迅速な捜査着手に努め、被害拡大防止及び被害回復のため犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を一層強化していく。また、犯人利用名簿の登載者に対し新たな被害に遭わないよう注意を喚起していく。

#### (4) 主要検挙事例

<b>1</b>	<b>無登録ファンド業者役員らによる避妊具用自動販売機設置事業への投資を装った金融商品取引法違反及び組織的詐欺事件</b>
----------	---

無登録ファンド業者役員らは、平成 12 年 5 月ころから 21 年 11 月ころまでの間、「当社が行う避妊具用自動販売機設置事業に 1 口当たり 100 万円を投資すれば、毎月 1 万円の配当を一生受け取ることができる。」などと告げて、1 道 2 府 10 県の 970 人から約 10 億 8,600 万円をだまし取るなどした。22 年 5 月までに、1 法人、3 人を金融商品取引法違反（無登録金融商品取引業）及び組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）で検挙した（岐阜）。

<b>2</b>	<b>IT 情報提供サービス企業役員らによる未公開株の販売、情報提供事業への投資を装った詐欺、出資法違反及び金融商品取引法違反事件</b>
----------	---

IT 情報提供サービス企業役員らは、平成 19 年 10 月から 22 年 2 月までの間、「当社が販売する未公開株を購入すれば、何十倍の利益になる。」「当社が行うネット利用情報提供サービス事業に 1 口 500 万円を投資すれば、毎月 10 万円の配当を得られ、2 年後に元本が返還される。」などと告げて、1 都 2 府 13 県の 410 人から約 13 億円をだまし取るなどした。23 年 1 月までに、4 人を詐欺罪、出資法違反（預り金）及び金融商品取引法違反（無登録金融商品取引業）で検挙した（愛媛）。

<b>3</b>	<b>石油製品輸入販売等業者役員らによる石油採掘権購入を装った詐欺及び出資法違反事件</b>
----------	--

石油製品輸入販売等業者役員らは、平成 5 年 11 月から 20 年 10 月までの間、「当社の行う原油採掘及び石油取引事業に 1 口 100 万円投資すれば毎月 80 万円の配当がもらえる。その権利は、事業が継続する限り永久である。中途解約した場合でも、元本を全額返還する。」などと告げて、1 都 1 道 2 府 30 県の被害者約 1,777 人から約 66 億 1,800 万円をだまし取るなどした。22 年 4 月、7 人を詐欺罪及び出資法違反（預り金）で逮捕した（広島、熊本）。

<b>4</b>	<b>ゴルフ会員権販売業者役員らによるゴルフ会員権販売を装った広域多額詐欺事件</b>
----------	---

ゴルフ会員権販売業者役員らは、平成 17 年 4 月ころから 20 年 12 月ころまでの間、ゴルフ会員名簿を利用して、「中国にあるゴルフ場の会員権を 1 口 80 万円で購入すれば、中国に進出している日本企業が 200 万円で買い取ることになっており、収益が出る。」などと告げて、1 都 18 県の 281 人から約 7 億 4,100 万円をだまし取った。22 年 2 月、11 人を詐欺罪で逮捕（同年 3 月、組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）で起訴）した（警視庁、千葉）。

## 2 特定商取引等事犯

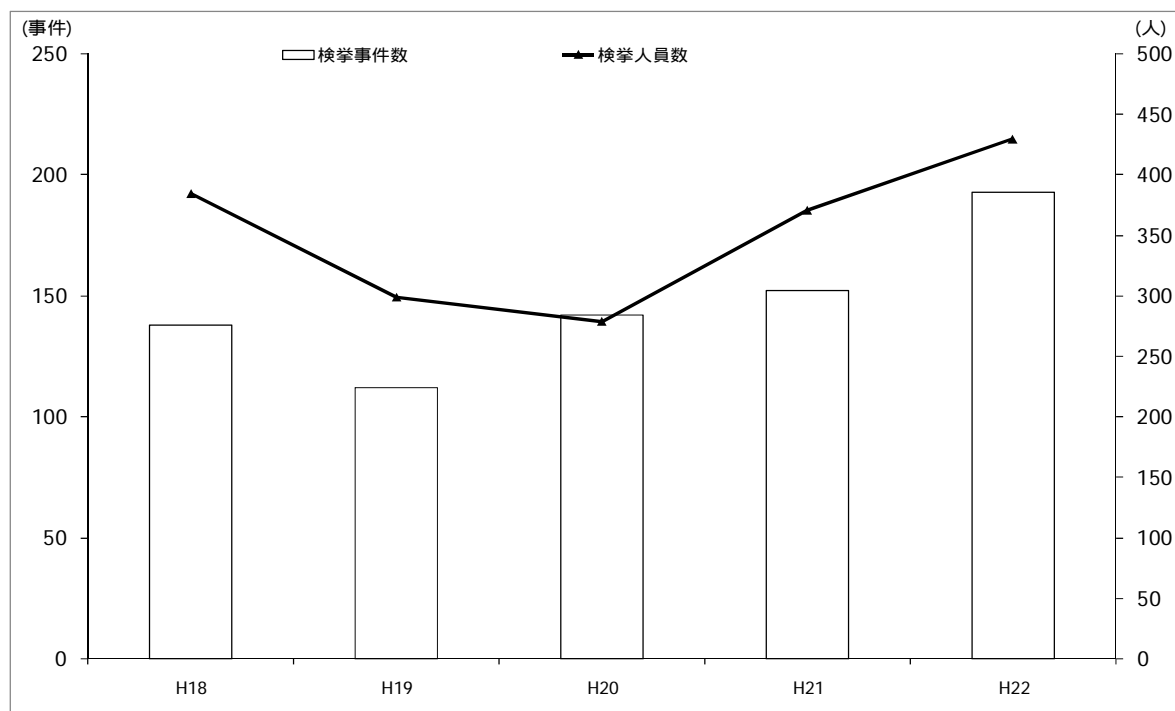
### (1) 現状

全国の消費生活センターへの相談件数は、特定商取引等事犯のうち、住宅リフォーム工場の訪問販売や消火器の訪問販売が平成 20 年以降増加しており、全国で被害が拡大していることが懸念される。また、平成 22 年中の消費生活センターへの相談に占める契約当事者が 60 歳以上であったものの割合は、住宅リフォーム工場の訪問販売で約 69%、布団類の訪問販売で約 76%、消火器の訪問販売で約 81%、比較的高年齢者層が多く被害に遭っていることが懸念される。（相談件数はいずれも（独）国民生活センター調べ、平成 23 年 2 月 14 日現在）

### (2) 検挙状況

平成 22 年中における特定商取引等事犯の検挙事件数は 193 事件（+ 41 事件、+ 27.0%）、検挙人員は 430 人（+ 59 人、+ 15.9%）、検挙法人数は 21 法人（- 10 法人、- 32.3%）、被害人員等は 10 万 3,562 人（+ 70,325 人、+ 211.6%）、被害額等は約 111 億 2,424 万円（+ 約 23 億 2,114 万円、+ 26.4%）。

図表 7 最近 5 年間に於ける特定商取引等事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	138	112	142	152	193
検 挙 人 員	385	299	279	371	430
検 挙 法 人	32	34	28	31	21
被 害 人 員 等	70,679	75,495	33,833	33,237	103,562
被 害 額 等	307億6,091万円	196億1,200万円	107億1,870万円	88億0,310万円	111億2424万円

- 注 1 被害人員等には、特定商取引法違反の契約者、詐欺の被害者等を計上している。  
 2 被害額等には、特定商取引法違反の契約額、詐欺の被害額等を計上している。  
 3 上記 1 から 2 までについては、図表 10 において同じである。

図表 8 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成 22 年中）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
		うち逮捕				
物品販売関係	94	224	161	15	77,443	68億2671万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	99	206	142	6	26,119	42億9,752万円
計	193	430	303	21	103,562	111億2,424万円

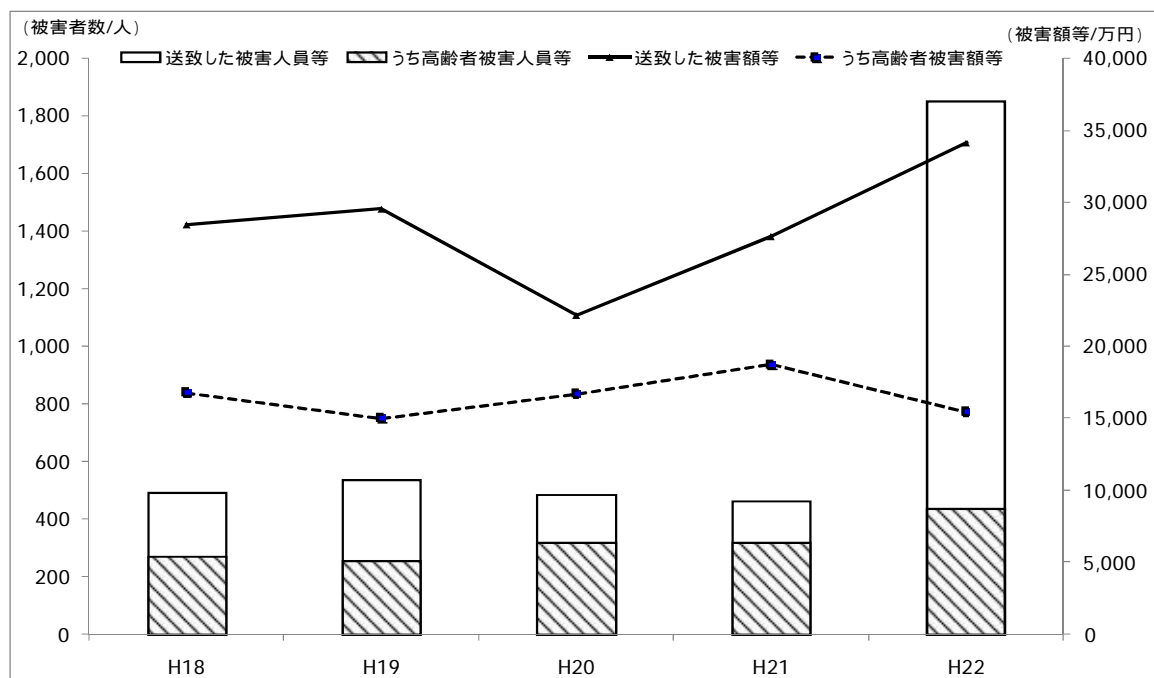
注 被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別被害額等は 1 万円未満切り捨てとしているためである。

図表 9 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成 21 年中）（参考）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
		うち逮捕				
物品販売関係	74	185	134	18	18,665	38億0,676万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	78	186	121	13	14,572	49億9,634万円
計	152	371	255	31	33,237	88億0,310万円

特定商取引等事犯で送致した 193 事件における送致事実に係る 65 歳以上の高齢者の被害人員等は 435 人(全体の 23.5%)、被害額等は約 1 億 5,398 万円(全体の 45.1%)で、高齢者の被害人員等は平成 19 年以降増加が続いている。

図表 10 最近 5 年間における特定商取引等事犯の送致事件中の高齢者の被害人員等及び被害額等の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
送致した被害人員等	493	536	483	461	1,850
うち65歳以上の の高齢被害者	269	253	316	318	435
高齢被害者 の割合	54.6%	47.2%	65.4%	69.0%	23.5%
送致した被害額等	2億8,410万円	2億9,500万円	2億2,450万円	2億7,609万円	3億4,120万円
うち65歳以上の の高齢被害者	1億6,782万円	1億5,003万円	1億6,700万円	1億8,740万円	1億5,398万円
高齢被害者 の割合	59.1%	50.9%	74.4%	67.9%	45.1%

特定商取引等事犯被疑者の中には、活動の拠点から遠隔地を訪れ犯行場所を転々と変えながら犯行を繰り返す「遠征、転戦」型もいる一方で、県内又は隣接県といった比較的活動の拠点から近接した地域で犯行を繰り返す「地元密着」型も多くみられる。

検挙された特定商取引等事犯の主犯格の経歴からは、比較的長期間にわたり特定商取引等事犯に関わっている者が多いこともうかがわれた。

### (3) 課題と今後の取組み

特定商取引等事犯のうち、住宅リフォーム工事等の各種訪問販売事犯に代表される高齢者を狙った事犯については、利殖勧誘事犯以上に、広範囲の高齢者に被害を及ぼしているという点で極めて悪質である。

そこで、高齢者を狙った特定商取引等事犯を、生活経済部門が利殖勧誘事犯とともに優先して取り締まるべき事犯と位置付け、被害情報の能動的収集や迅速な捜査着手に努め、被害拡大防止及び被害回復のため犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を一層強化していく。また、犯人利用名簿の登載者に対し、新たな被害に遭わないよう注意を喚起していく。

#### (4) 主要検挙事例

<b>1</b>	<b>訪問販売業者役員らによる訪問販売リスト削除に係る詐欺事件</b>
----------	-------------------------------------

訪問販売業者役員らは、平成 22 年 1 月ころから 8 月ころまでの間、高齢者方を訪問し、過去に訪問販売業者から商品を購入した顧客の氏名等が登載された名簿が業者に流通していると称し、真実は顧客名簿から氏名等を抹消する意思も能力もないのに、「現金を支払えば、必ず名簿から氏名を削除する。」などと告げ、1 都 1 府 21 県の高齢者 280 人から総額約 1 億円をだまし取るなどした。同年 12 月までに、10 人を詐欺罪で逮捕した（静岡及び福島）。

<b>2</b>	<b>住宅リフォーム業者役員らによる家屋無料点検を装った点検商法に係る特定商取引法違反、詐欺及び組織的犯罪処罰法違反事件</b>
----------	--

住宅リフォーム業者役員らは、平成 20 年 5 月から 22 年 2 月までの間、家屋点検を装って主に高齢者方を訪問し、「大雨が来たら瓦が滑り落ちる。瓦の重みで屋根が潰れる。」などと告げ、屋根瓦修理名目で近畿地方の 2 府 3 県の 1,440 人から、総額約 7 億 6,000 万円をだまし取るなどした。同年 10 月までに、14 人を特定商取引法違反（不実の告知）及び詐欺罪、うち 3 名を、12 月までに、組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）で検挙した（大阪）。

<b>3</b>	<b>住宅リフォーム業者役員らによる床下無料点検を装った点検商法に係る特定商取引法違反及び詐欺事件</b>
----------	---

住宅リフォーム業者役員らは、平成 18 年 5 月ころから 21 年 9 月ころまでの間、床下の無料点検を装って主に高齢者を訪問し、「床下の排水管から水が漏れている。排水管の継ぎ目を修理します。」などと告げ、排水管修理名目で約 1,500 人から総額約 3 億 3,700 万円をだまし取るなどした。22 年 5 月までに、7 人を特定商取引法違反（不実の告知）及び詐欺罪で逮捕した（埼玉）。

<b>4</b>	<b>寝具販売業者役員らによる高額寝具販売の催眠商法に係る特定商取引法違反事件</b>
----------	---

寝具販売業者役員らは、平成 21 年 3 月ころから 11 月ころまでの間、高額寝具の購入を勧誘する目的であることを告げずに、日用品の廉価販売等を装って高齢者を仮設テントに誘い込み、約 950 人と総額約 2 億 6,400 万円に上る売買契約を締結した。22 年 6 月までに、10 人を特定商取引法違反（目的隠匿勧誘等）で検挙した（大分）。

### 3 ヤミ金融事犯等の金融事犯

#### (1) 現状

ヤミ金融事犯に係る各種相談件数は、減少傾向にある。

図表 11 全国の消費生活センターへの相談件数

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
23,266	21,408	16,578	9,993	6,065

注 本件数は、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に平成 23 年 2 月 14 日までに登録された相談全体の中から、「ヤミ金」等の文言を含む件数を当庁で抽出したものである。

#### (2) 検挙及び対策の状況

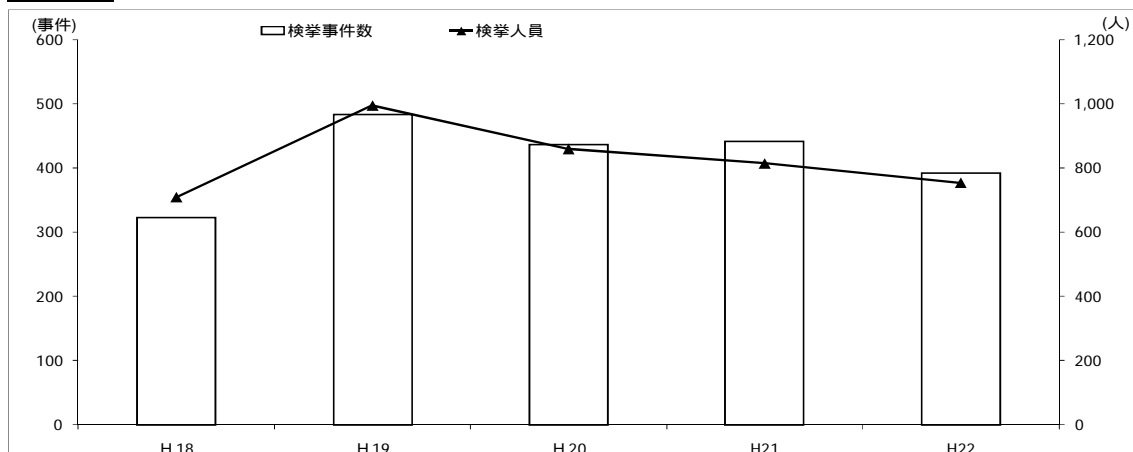
平成 22 年中におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は 393 事件（ - 49 事件、 - 11.1 % ）、検挙人員は 755 人（ - 60 人、 - 7.4 % ）、検挙法人数は 11 法人（ - 1 法人、 - 8.3 % ）、被害人員等は 7 万 6,575 人（ - 1 万 7,636 人、 - 18.7 % ）、被害額等は 115 億 1,065 万円（ - 83 億 2,030 万円、 - 42.0 % ）であった。

ヤミ金融事犯の検挙は平成 19 年以降、おおむね減少してきており、ヤミ金融事犯の小型化傾向もうかがわれる。

ヤミ金融事犯に利用された疑いがある口座として警察が金融機関に情報提供した件数は、13,585 件（ + 2,910 件、 + 27.3 % ）であった。また、平成 22 年 12 月 1 日から、全国銀行協会及び（株）ゆうちょ銀行に対し、ヤミ金融事犯に利用され凍結された口座名義人に係る情報提供を開始した。全国銀行協会加盟銀行や（株）ゆうちょ銀行では、当該名義での既存口座の凍結や新規口座開設阻止に当該情報を活用している。

ヤミ金融事犯に利用されている犯行ツール対策として、このほかに、平成 22 年 10 月 1 日から、インターネットサービスプロバイダー等に対し、インターネット上の無登録貸金業広告の送信防止措置要請を開始し、同年中に 153 件の要請を行った。また、同年中、携帯音声通信事業者に対し、2,775 件（ + 737 件、 + 36.2 % ）の契約者確認の求めを行った。

図表 12 最近 5 年間ににおけるヤミ金融事犯等の金融事犯の検挙状況の推移



	類 型	H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	ヤミ金融事犯	323	484	437	442	393
	そ の 他	4	4	3	2	2
	合 計	327	488	440	444	395
検 挙 人 員	ヤミ金融事犯	710	995	860	815	755
	そ の 他	8	8	5	2	5
	合 計	718	1,003	865	817	760
検 挙 法 人	ヤミ金融事犯	14	20	16	12	11
	そ の 他	1	1	0	0	0
	合 計	15	21	16	12	11
被 害 人 員 等	ヤミ金融事犯	154,511	148,543	141,394	94,211	76,575
	そ の 他	42,013	435	710	44	633
	合 計	196,524	148,978	142,104	94,255	77,208
被 害 額 等	ヤミ金融事犯	199億7,536万円	303億8,998万円	293億3,378万円	198億3,095万円	115億1,065万円
	そ の 他	80億2,380万円	2億8,077万円	12億2,500万円	4,281万円	4億5,434万円
	合 計	279億9,916万円	306億7,075万円	305億5,878万円	198億7,376万円	119億6,499万円

- 注1 ヤミ金融事犯には、出資法違反（高金利）、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等を、その他には、銀行法違反等をそれぞれ計上している。
- 2 被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、恐喝等の被害者、銀行法違反の送金依頼者等を計上している。
- 3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、恐喝等の被害額、銀行法違反の送金額等を計上している。

図表13 ヤミ金融事犯等の金融事犯の類型別検挙状況（平成22年中）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等	
		うち逮捕					
ヤ ミ 金 融 事 犯	無登録・高金利事犯	201	490	361	5	53,420	80億5,547万円
	無登録事犯	61	81	56	1	3,302	13億4,507万円
	高金利事犯	45	75	54	3	19,319	20億4,435万円
	そ の 他	86	109	52	2	534	6,575万円
	小 計	393	755	523	11	76,575	115億1,065万円
そ の 他	2	5	4	0	633	4億5,434万円	
総 数	395	760	527	11	77,208	119億6,499万円	

- 注1 無登録・高金利事犯には、貸金業法違反(無登録)及び出資法違反(高金利)を、無登録事犯には貸金業法違反(無登録)を、高金利事犯には出資法違反(高金利)をそれぞれ計上している。
- 2 ヤミ金融事犯のその他には、貸金業法違反(書面の不交付等)、貸金業に関連した恐喝等を計上している。
- 3 ヤミ金融事犯の小計、総数の被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。
- 4 上記1から3までについては、図表14において同じである。

図表14 ヤミ金融事犯等の金融事犯の類型別検挙状況（平成21年中）（参考）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等	
		うち逮捕					
ヤ ミ 金 融 事 犯	無登録・高金利事犯	247	480	419	4	66,331	123億7,683万円
	無登録事犯	62	78	59	2	3,068	20億8,238万円
	高金利事犯	60	148	93	5	15,370	49億6,555万円
	そ の 他	73	109	70	1	9,442	4億0,620万円
	小 計	442	815	641	12	94,211	198億3,095万円
そ の 他	2	2	1	0	44	4,281万円	
総 数	444	817	642	12	94,255	198億7,376万円	

### (3) 課題と今後の取組み

以上のとおり、警察の継続的取締りや官民を挙げた一連のヤミ金融対策が奏功し、ヤミ金融事犯の被害が徐々に減少しつつあると考えられる。

改正貸金業法完全施行後にヤミ金融被害が増加に転じている状況は把握されていないものの、被害増加の懸念は完全には払拭できていない。また、平成22年検挙のヤミ金融事犯のうち暴力団構成員等が被疑者であったものは23.2%に止まったが、暴力団と何らかの関係を有しているヤミ金融業者の割合は実際にははるかに多いことが懸念される。また、検挙されたヤミ金融事犯の主犯格の多くは、比較的長期間にわたり何らかの形でヤミ金融に携わってきたことが判明している。

したがって、今後とも、ヤミ金融事犯の被害相談や各種情報を注視するとともに、手を緩めることなくヤミ金融事犯集中取締本部による取締りや犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供等各種対策を進めていく。

### (4) 主要検挙事例

1	<b>無登録貸金業者による全国規模の出資法違反及び組織的犯罪処罰法等違反事件</b>
---	--

無登録貸金業者が、平成17年ころから22年5月ころまでの間、いわゆる名簿屋から入手した多重債務者等の名簿を基にして、ダイレクトメールや電話を利用して融資を勧誘し、約2万人に対し、法定利息の約22倍から約800倍で金銭を貸し付け、約6億円の元利金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。同年7月までに、13人を出資法違反(超高金利受領)、貸金業法違反(無登録営業)、うち6名について同年10月、組織的犯罪処罰法違反(隠匿)で検挙した。また、押収した多額の現金及犯罪収益で購入した高級乗用車等について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った(山形)。

2	<b>派遣型性風俗特殊営業経営者らによる貸金業法違反及び出資法違反等事件</b>
---	--

派遣型性風俗特殊営業を経営する無登録貸金業者が、平成20年3月から22年5月までの間、女性従業員の送迎等の機会を利用し、チラシを電柱に貼付又は集合住宅の郵便ポストに投函するなどして融資を勧誘し、約340名に対し、法定利息の約36倍から約93倍で金銭を貸し付け、約6,900万円の元利金を他人名義の口座に振込送金させるなどして受領した。同年7月、8人を出資法違反(超高金利受領)等、うち1人について、同年8月、組織的犯罪処罰法(隠匿)で検挙した。また、同年7月、被疑者等に口座を提供していた6名を詐欺罪又は犯罪収益移転防止法違反(口座の譲り渡し)、同年9月、ヤミ金融のチラシを印刷していた印刷業者1人を貸金業法違反幫助でそれぞれ逮捕した。事務所等から押収した現金及び違法収益が貯蓄されていた預貯金口座について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った(兵庫)。

**3****暴力団幹部が実質的に経営支配する無登録貸金業者による貸金業法違反及び出資法違反等事件**

暴力団幹部が実質的に経営支配する無登録貸金業者は、平成19年8月ころから21年11月ころまでの間、電柱に広告ビラを貼付するなどして融資を勧誘し、約450人に対し、法定金利の約5.7倍から約36.4倍で金銭を貸し付け、約7,900万円の利息を他人名義の口座に振込送金させて受領するなどした。22年1月までに、7人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利受領）及び組織的犯罪処罰法違反（隠匿）で検挙した。また、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った（福岡、山口）。

**4****無登録貸金業媒介業者による破産者を対象にした貸金業法違反事件**

無登録貸金業媒介業者は、平成22年3月から6月までの間、官報に掲載された破産者を対象にダイレクトメールを発送して融資を勧誘し、融資の申込みをしてきた者と同媒介業者が指定する保証人との間で保証人契約を結ばせた上で、貸金業者を紹介し、謝礼金目で約40人から約650万円を受領した。同年11月、1法人2名を貸金業法違反（無登録営業）で検挙した（京都）。

**5****元登録貸金業者による貸金業法違反及び出資法違反事件**

元登録貸金業者は、平成18年3月ころから22年10月までの間、口コミで集まった約230人に対し、公的給付金の振込通帳やキャッシュカードを担保にして法定金利の約4倍から約6倍で金銭を貸し付け、約6,750万円の元利金を受領した。同月、同人を貸金業法違反（無登録営業、公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）等で逮捕した。また、口座凍結のための金融機関への情報提供を行った結果、預貯金債権に振り込め詐欺救済法の手続が適用され被害回復されるとともに、県民生活センター及び司法書士の協力を得て、被害者の救済を目的として、被害回復分配金申請要領の教示や債務整理等を内容とする相談会を開催するなどの被害者対策を行った（沖縄）。

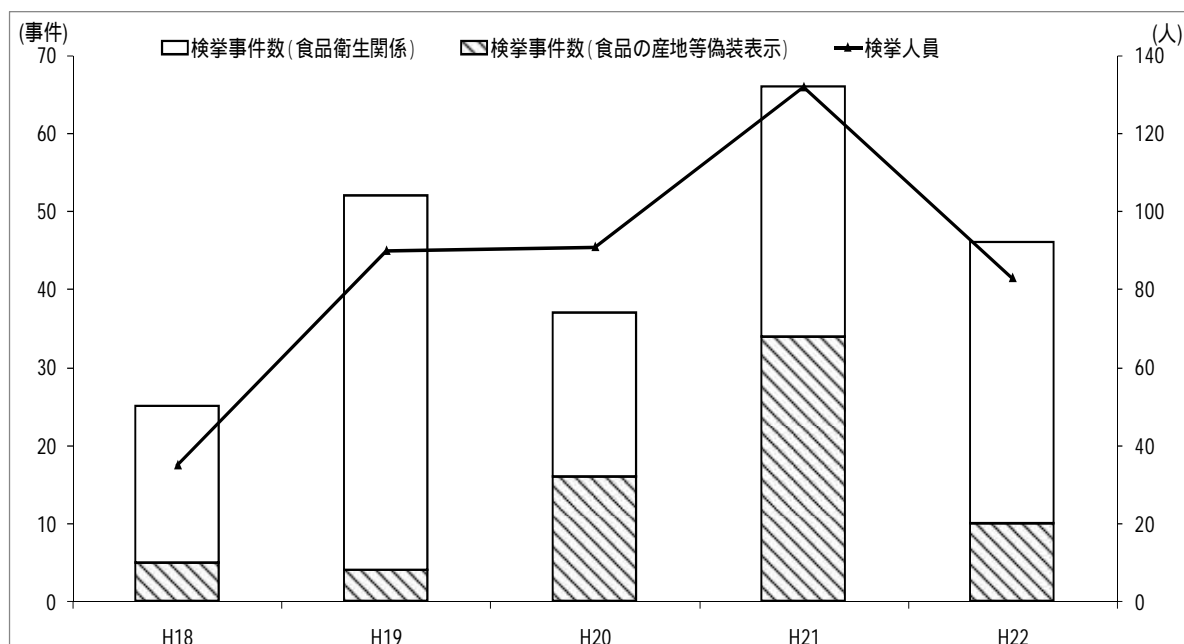
#### 4 食の安全に係る事犯

平成 22 年中における食の安全に係る事犯(食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯)の検挙事件数は 46 事件(- 20 事件、- 30.3%)、検挙人員は 85 人(- 47 人、- 35.6%)、検挙法人数は 26 法人(- 11 法人、- 29.7%)であった。

内訳は、食品衛生関係事犯が 36 事件(+ 4 事件、+ 12.5%)、65 人(+ 40 人、+ 160.0%)で、食品の産地等偽装表示事犯が 10 事件(- 24 事件、- 70.6%)、20 人(- 87 人、- 81.3%)であった。

食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び人員の減少は、警察の継続的取締り、立法・行政による取組み、業界の取組み等により、当該事犯が徐々に減少しつつあるためと考えられる。

図表 15 最近 5 年間ににおける食の安全に係る事犯の検挙状況の推移



		H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	食 品 衛 生 関 係 事 犯	20	48	21	32	36
	食 品 の 産 地 等 偽 装 表 示 事 犯	5	4	16	34	10
	計	25	52	37	66	46
検 挙 人 員	食 品 衛 生 関 係 事 犯	23	69	34	25	65
	食 品 の 産 地 等 偽 装 表 示 事 犯	12	21	57	107	20
	計	35	90	91	132	85
検 挙 法 人	食 品 衛 生 関 係 事 犯	1	3	5	6	19
	食 品 の 産 地 等 偽 装 表 示 事 犯	3	2	19	31	7
	計	4	5	24	37	26

注 平成 22 年中の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反(7 事件)及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反(2 事件)、農産物検査法違反(1 事件)であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

## 主要検挙事例

<b>1</b>	<b>牛内臓販売業者らによる食品としての販売が禁止された疾病牛の臓器の貯蔵・販売等に係る食品衛生法違反等事件</b>
----------	--

食肉センターに出入りする牛内臓販売業者らは、平成 21 年 12 月から 22 年 3 月までの間、食肉センターに設置された可食用冷蔵庫に、肝膿瘍等の疾病にかかり、食品として販売が禁止された牛の内臓合計 9 個を貯蔵し、22 年 2 月、食肉販売業者に対し、食品として販売が禁止された牛の肝臓 2 個を販売した。また、同牛内臓販売業者らは、21 年 6 月ころから 22 年 3 月ころまでの間、知事から食肉販売業の許可を受けないで、食肉である牛の臓器を販売するなどし、許可なく食肉販売業を営んだ。22 年 12 月までに、1 法人、10 人を食品衛生法違反（病肉等の販売等の制限、営業の許可）等で検挙した（栃木）。

<b>2</b>	<b>大手スーパー従業員らによる冷凍うなぎかば焼きの輸入業者名改ざんに係る食品衛生法違反事件</b>
----------	--

大手スーパー従業員らは、平成 21 年 6 月ころから 10 月ころまでの間、輸入業者である同大手スーパーの名称等を表示せずに食品販売会社等に冷凍うなぎかば焼き約 15 トンを販売した。22 年 9 月までに、1 法人、7 人を食品衛生法違反（表示の基準）で検挙した（神奈川）。

<b>3</b>	<b>水産物等輸入販売会社役員らによるうなぎかば焼きの産地偽装に係る不正競争防止法違反事件</b>
----------	---

水産物等輸入販売会社役員らは、平成 21 年 12 月ころから 22 年 5 月ころまでの間、台湾産のうなぎかば焼きを、「愛知県産蒲焼きうなぎ」等と印刷された段ボール箱に詰め、卸売業者に対し、約 1 トンを約 320 万円で販売した。同年 12 月までに、1 法人、6 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した（警視庁、大阪）。

<b>4</b>	<b>農産物加工販売会社役員らによるたけのこ水煮の産地偽装に係る不正競争防止法違反及び詐欺事件</b>
----------	---

農産物加工販売会社役員らは、平成 21 年 7 月ころから 11 月ころまでの間、中国産たけのこ水煮を詰めた一斗缶に、「福岡県産」等と印刷したシールを貼付し、約 4.6 トンを 3 業者に販売して約 560 万円をだまし取った。22 年 2 月、2 法人、4 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）及び詐欺罪で、2 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）幫助で検挙した（京都）。

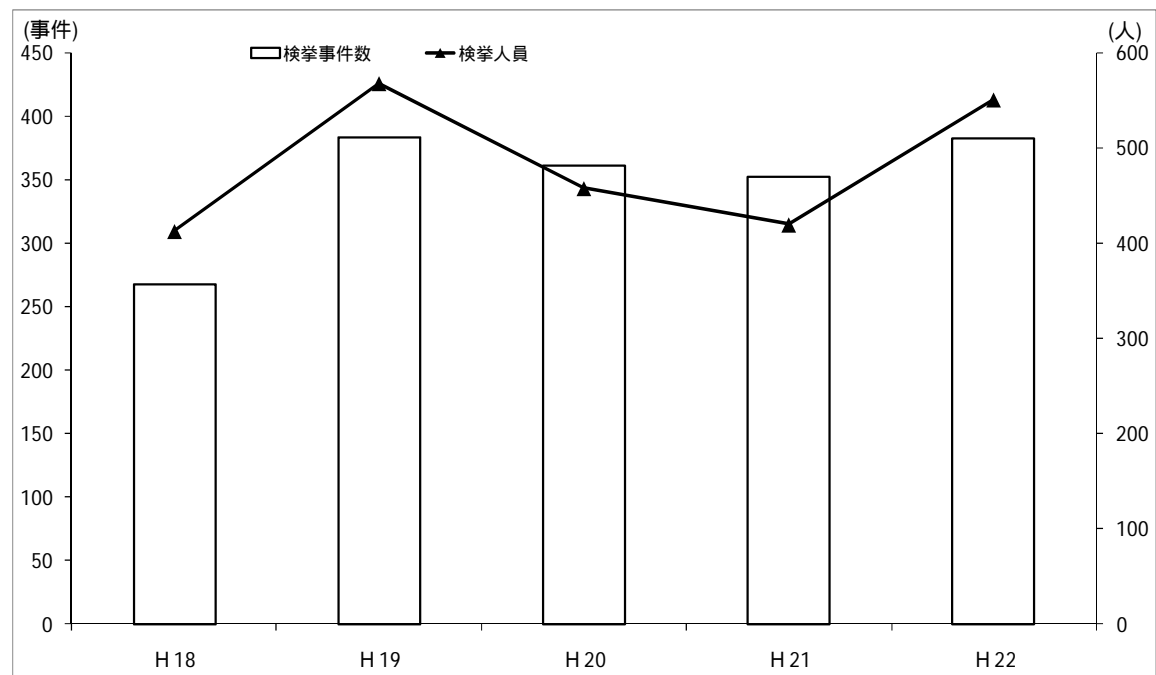
## 5 保健衛生事犯

平成 22 年中における保健衛生事犯(薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯)の検挙事件数は 383 事件(+30 事件、+8.5%)、検挙人員は 551 人(+131 人、+31.2%)、検挙法人数は 43 法人(+14 法人、+48.3%)であった。

内訳は、薬事関係事犯の検挙が 103 事件(-2 事件、-1.9%)、187 人(+43 人、+29.9%)、19 法人(-1 法人、-5.0%)、医事関係事犯の検挙が 37 事件(+3 事件、+8.8%)、82 人(+16 人、+24.2%)、1 法人(±0)、公衆衛生関係事犯の検挙が 243 事件(+29 事件、+13.6%)、282 人(+72 人、+34.3%)、23 法人(+15 法人、+187.5%)であった。

検挙事件数及び人員が増加した事犯としては、薬事関係事犯のうちインターネット利用の無承認医薬品の広告・販売に代表される薬事法違反事犯(+7 事件、+50 人)、医事関係事犯のうちエステティックサロンにおける無免許美容施術に代表される医師法違反事犯(+11 事件、+39 人)、公衆衛生関係事犯のうち狂犬病予防法違反事犯(+45 事件、+49 人)があった。

図表 16 最近 5 年間ににおける保健衛生事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検挙事件数	268	384	362	353	383
検挙人員	413	568	458	420	551
検挙法人	26	31	31	29	43

図表 17 保健衛生事犯の検挙状況（平成 22 年）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
		うち逮捕		
薬 事 関 係 事 犯	103	187	123	19
医 事 関 係 事 犯	37	82	42	1
公 衆 衛 生 関 係 事 犯	243	282	28	23
うち食品衛生関係事犯	36	65	24	19
そ の 他	207	217	4	4
計	383	551	193	43

注 1 その他には、狂犬病予防法違反（192 事件）、旅館業法違反（2 事件）等を計上している。

2 食品衛生関係事犯は、食の安全に係る事犯にも計上している。

図表 18 保健衛生事犯の検挙状況（平成 21 年中）（参考）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
		うち逮捕		
薬 事 関 係 事 犯	105	144	76	20
医 事 関 係 事 犯	34	66	27	1
公 衆 衛 生 関 係 事 犯	214	210	20	8
うち食品衛生関係事犯	32	25	7	6
そ の 他	182	185	13	2
計	353	420	123	29

注 1 その他には、狂犬病予防法違反（147 事件）、旅館業法違反（13 事件）等を計上している。

2 食品衛生関係事犯は、食の安全に係る事犯にも計上している。

平成 22 年中に検挙した無承認医薬品（例：勃起不全治療薬）広告・販売事件で無承認医薬品の仕出地が国外と判明したものは 52 事件であったが、うち 29 事件は中国（本土）仕出しであったため、中国政府に対し、具体的容疑情報を提供して被疑者検挙や違法広告送信防止措置を求めた。

また、無承認医薬品はインターネット利用販売が多いことから、平成 22 年 10 月 1 日から、インターネットサービスプロバイダー等に対し、インターネット上の無承認医薬品広告の送信防止措置要請を開始し、同年中に 19 件の要請を行った。

## 主要検挙事例

<b>1</b>	<b>輸入事務代行業等会社代表取締役らによる無承認医薬品の広告等に係る薬事法違反事件</b>
----------	--

医薬品の輸入事務代行業等会社代表取締役らは、平成 21 年 7 月ころから 11 月ころまでの間、各々、インターネット上にウェブサイトを開設し、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品である抗インフルエンザウイルス剤について、「1 箱 10 錠 11,000 円」、「インフルエンザ A 型・B 型に効果があります。」などと表示した顧客を誘引する内容のデータファイルをサーバコンピュータ内に記憶・蔵置させ、インターネットを利用する不特定多数の者に関覧可能な状態にし、無承認医薬品の名称、効能等に関して広告するなどした。22 年 5 月までに、5 法人、8 人を薬事法違反（承認前の医薬品等の広告の禁止、医薬品の無許可販売）で検挙した（大阪）。

<b>2</b>	<b>暴力団幹部らによる模造医薬品の無許可販売等に係る薬事法違反事件</b>
----------	--

暴力団幹部らは、薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けないで、業として、平成 20 年 5 月から 22 年 5 月までの間、人の勃起不全治療に薬効のあるシルデナフィルを含有する錠剤を顧客に販売するなどし、販売代金を他人名義等の口座に振替入金させて受領するなどした。同年 7 月までに、8 人を薬事法違反（医薬品の無許可販売）、組織的犯罪処罰法違反（隠匿）で検挙した（大阪）。

<b>3</b>	<b>通信販売会社の実質経営者らによる無承認医薬品の無許可販売等に係る薬事法違反事件</b>
----------	--

健康食品等の通信販売会社実質経営者らは、薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けないで、業として、平成 20 年 6 月ころから 21 年 9 月までの間、顧客に対し、「溜め込んだ脂肪・油分を分解排出」、「体内にある全脂肪細胞の燃焼促進」などとその効能、効果を標ぼうした医薬品を販売するなどした。22 年 6 月までに、4 人を薬事法違反（医薬品の無許可販売）、組織的犯罪処罰法違反（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）で逮捕した（神奈川）。

<b>4</b>	<b>医療法人理事長らによる歯科医業に係る歯科医師法違反及び詐欺事件</b>
----------	--

歯科医院を経営する医療法人理事長らは、平成 20 年 4 月から 11 月までの間、同歯科医院において、患者に対し、歯科技工士及び歯科助手に、抜歯、嵌入等をさせるなど、歯科医師でないのに歯科医業をした。また、同理事長らは、同年 5 月から 8 月までの間、診療した事実のない患者を診療したとの内容虚偽の診療報酬明細書等を提出して、社会保険事務局等から約 42 万円をだまし取った。22 年 11 月までに、4 人を歯科医師法違反（歯科医師でない者の歯科医業の禁止）及び詐欺罪で検挙した（警視庁）。

<b>5</b>	<b>エステティックサロン経営等会社代表取締役らによる脱毛等の医行為に係る医師法違反等事件</b>
----------	---

エステティックサロン経営等会社代表取締役らは、平成21年2月ころから22年10月ころまでの間、業として、2店舗において、医師でない従業員を施術者として、顧客に対し、強力なエネルギーを有する光線を照射する脱毛機等を使用して鼻下等の皮膚に同光線を照射し、毛乳頭等を破壊する方法により脱毛するなどの医行為を行った。同年12月までに、11人を医師法違反（医師でない者の医業禁止）等で検挙した（青森）。

<b>6</b>	<b>ペットショップ経営者による犬の多頭飼養等に係る化製場等法違反及び狂犬病予防法違反事件</b>
----------	---

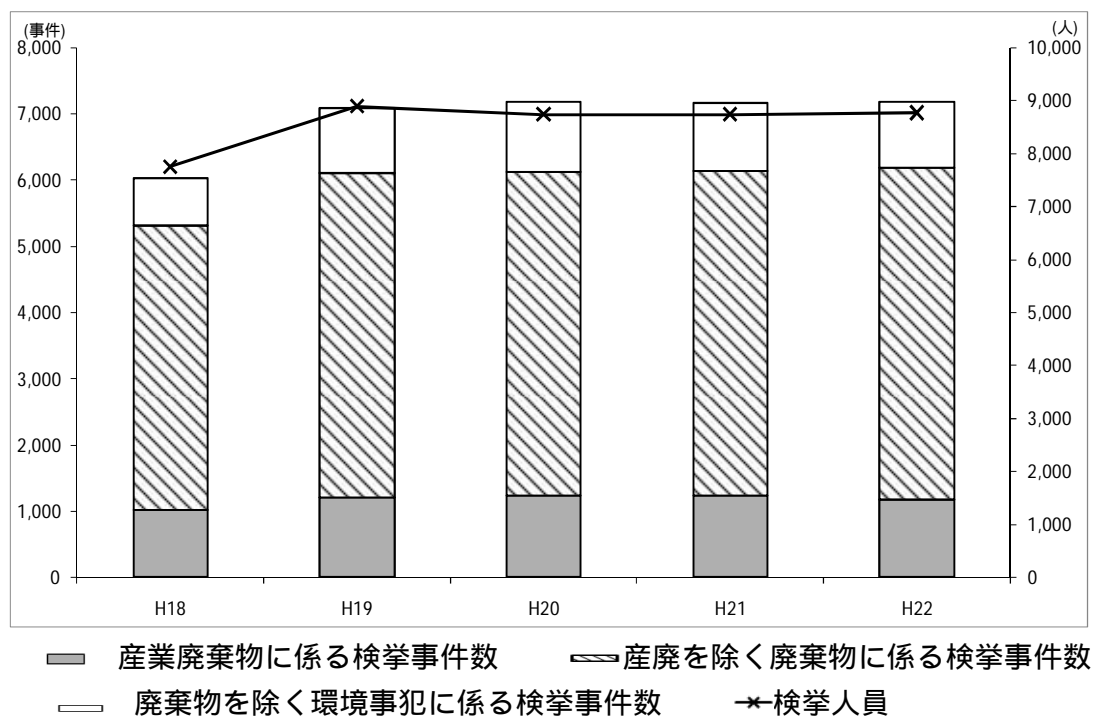
ペットショップ経営者は、平成21年12月、自宅の犬舎において、犬の所在地を管轄する市長の許可を受けずに、犬360頭を飼養した。また、飼育管理していた犬6頭について、同月まで、同市長に犬の登録申請をせず、同年4月から6月までの間、同犬に狂犬病の予防注射を受けさせなかった。22年3月、化製場等法違反（動物の無許可飼養）及び狂犬病予防法違反（登録等）で逮捕した（兵庫）。

## 6 廃棄物事犯等の環境事犯

平成 22 年中における廃棄物事犯の検挙事件数は 6,183 事件(+55 事件、+0.9%)、検挙人員は 7,679 人(+80 人、+1.1%)、検挙法人数は 482 法人(-72 法人、-13.0%)と、平成 19 年以降ほぼ横ばいの状況が続いている。

内訳は、産業廃棄物事犯の検挙事件数が 1,174 事件(-54 事件、-4.4%)、検挙人員が 1,820 人(-73 人、-3.9%)、一般廃棄物事犯の検挙事件数は 5,009 事件(+109 事件、+2.2%)、検挙人員が 5,859 人(+153 人、+2.7%)で、両事犯の検挙事件数の比率は、産業廃棄物事犯が約 2 割、一般廃棄物事犯が約 8 割で推移している。

図表 19 最近 5 年間ににおける環境事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	6,030	7,076	7,173	7,164	7,179
うち 廃 棄 物 事 犯	5,301	6,107	6,124	6,128	6,183
うち 産 廃 事 犯	1,013	1,206	1,225	1,228	1,174
検 挙 人 員	7,750	8,888	8,735	8,733	8,762
うち 廃 棄 物 事 犯	6,852	7,797	7,602	7,599	7,679
うち 産 廃 事 犯	1,863	2,051	1,940	1,893	1,820
検 挙 法 人	432	573	508	575	491
うち 廃 棄 物 事 犯	423	549	481	554	482
うち 産 廃 事 犯	350	449	376	448	390

注 廃棄物事犯以外の環境事犯としては下記の事犯等がある。

- ・ メジロ等狩猟鳥獣以外の鳥獣の違法捕獲等に係る鳥獣保護関係事犯(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反)
- ・ 飼い猫等愛護動物の殺傷等に係る動物愛護関係事犯(動物の愛護及び管理に関する法律違反)
- ・ 天然記念物をき損してその保存に影響を及ぼすなどのその他の環境事犯(文化財保護法違反)

図表 20 環境事犯の検挙状況（平成 22 年中）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
			うち逮捕	
廃 棄 物 事 犯	6,183	7,679	360	482
うち産業廃棄物事犯	1,174	1,820	225	390
水 質 汚 濁 事 犯	5	6	2	4
鳥 獣 保 護 関 係 事 犯	516	547	7	0
動 物 愛 護 関 係 事 犯	225	244	13	2
そ の 他	250	286	36	3
計	7,179	8,762	418	491

注 その他には、自然公園法違反（8 事件）、森林法違反（80 事件）、河川法違反（12 事件）、海岸法違反（7 事件）等を計上している。

図表 21 環境事犯の検挙状況（平成 21 年中）（参考）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
			うち逮捕	
廃 棄 物 事 犯	6,128	7,599	394	554
うち産業廃棄物事犯	1,228	1,893	304	448
水 質 汚 濁 事 犯	11	20	0	11
鳥 獣 保 護 関 係 事 犯	592	606	13	1
動 物 愛 護 関 係 事 犯	247	259	10	0
そ の 他	186	249	31	9
計	7,164	8,733	448	575

注 その他には、自然公園法違反（9 事件）、森林法違反（118 事件）、河川法違反（9 事件）、海岸法違反（4 事件）等を計上している。

## 主要検挙事例

<b>1</b>	<b>産業廃棄物中間処理許可業者らによる製紙スラッジの不法投棄等に係る廃棄物処理法違反事件</b>
----------	---

産業廃棄物中間処理許可業者らは、平成 20 年 12 月ころから 21 年 5 月ころまでの間、製紙会社から委託を受けた産業廃棄物である製紙スラッジ約 1,980 トンを、処分業の許可を受けずに、牧場に埋め立てるなどして処分した。また、同業者らは、製紙スラッジ約 68 トンを他の場所にも不法投棄していた。22 年 2 月までに、3 法人、13 人を廃棄物処理法違反（無許可処分業、不法投棄、委託違反）で検挙した。また、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った（福岡、熊本、佐賀）。

<b>2</b>	<b>雑用請負業者による一般廃棄物の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件</b>
----------	---

「なんでも屋」と称する雑用請負業者は、平成 21 年 12 月から 22 年 6 月までの間、家庭等から収集した布団等約 3.1 トンを、山林等に不法投棄した。同年 8 月までに、4 人を廃棄物処理法違反（無許可収集運搬業、不法投棄）で検挙した。また、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った（和歌山）。

<b>3</b>	<b>産業廃棄物中間処理許可業者らによる産業廃棄物の委託違反等に係る廃棄物処理法違反及び不動産侵奪事件</b>
----------	---

廃棄物中間処理許可業者は、平成 19 年 12 月ころから 20 年 12 月ころまでの間、無許可処理業者に産業廃棄物である木くず等約 9,000 立方メートルの収集運搬及び処分を代金合計約 3,900 万円で委託した。同許可業者は、他の無許可処理業者にも産業廃棄物の処理を委託していた。無許可業者のうち、1 業者は、受託した産業廃棄物約 800 立方メートルを他人の土地に積み上げて、不動産を侵奪した。22 年 12 月までに、6 法人、49 人を廃棄物処理法違反（委託違反、無許可処分業、受託違反、名義貸し違反等）及び不動産侵奪罪で検挙した（大阪、奈良）。

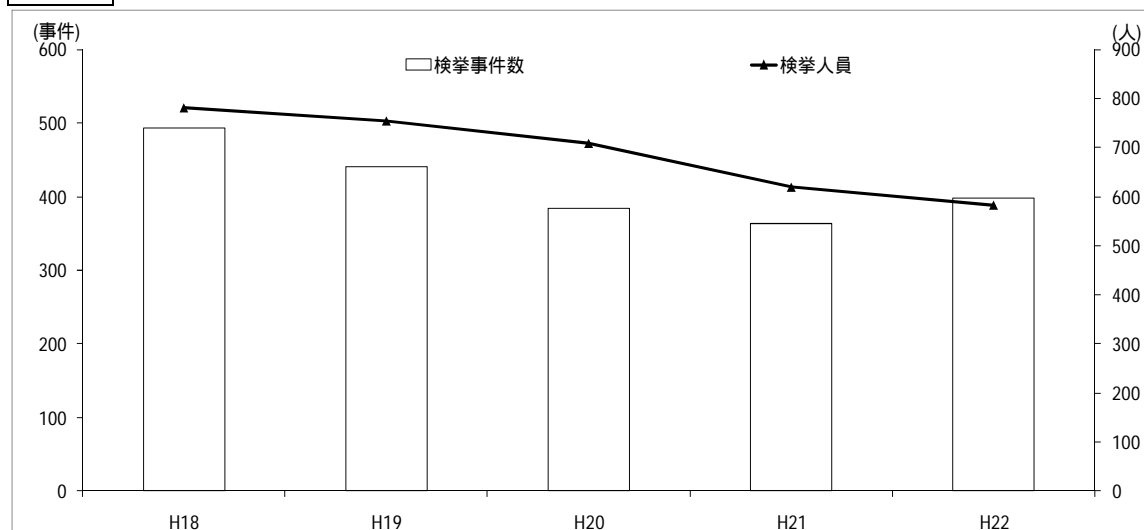
<b>4</b>	<b>不用品回収会社役員らによる一般廃棄物の無許可収集運搬に係る廃棄物処理法違反及び特商法違反事件</b>
----------	---

不用品回収会社役員らは、平成 22 年 2 月ころから 7 月ころまでの間、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けずに、本棚等約 1.8 トンを収集運搬した。また、同支店長らは勧誘に際して、威迫・困惑等の行為を行っていた。同年 12 月までに、1 法人、20 人を廃棄物処理法違反（無許可収集運搬業）及び特商法違反（威迫・困惑、不実の告知、不備書面の交付）で検挙するとともに、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った（宮城、埼玉、千葉、愛媛）。

## 7 知的財産権侵害事犯

平成 22 年中における知的財産権侵害事犯の検挙事件数は 398 事件(+ 34 事件、+ 9.3%)、検挙人員は 583 人(- 37 人、- 6.0%)、検挙法人数は 36 法人(- 20 法人、- 35.7%)であった。前年に比べ事件数が増加し人員が減少したのは、インターネット利用の単独犯の検挙が増加したことが一因となっている。

図表 22 最近 5 年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	493	441	385	364	398
検 挙 人 員	783	756	710	620	583
検 挙 法 人	42	50	51	56	36

図表 23 知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成 22 年中)

	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
		うち逮捕		
商 標 法 違 反 ( 偽 ブ ラ ン ド 事 犯 等 )	218	321	199	11
うちインターネット利用	114	154	107	1
うちインターネット・オークション利用	90	123	86	0
著 作 権 法 違 反 ( 海 賊 版 事 犯 等 )	162	222	134	15
うちインターネット利用	126	142	106	4
うちインターネット・オークション利用	70	76	60	2
そ の 他	18	40	29	10
うちインターネット利用	1	2	2	0
うちインターネット・オークション利用	1	2	2	0
合 計	398	583	362	36
うちインターネット利用	241	298	215	5
うちインターネット・オークション利用	161	201	148	2

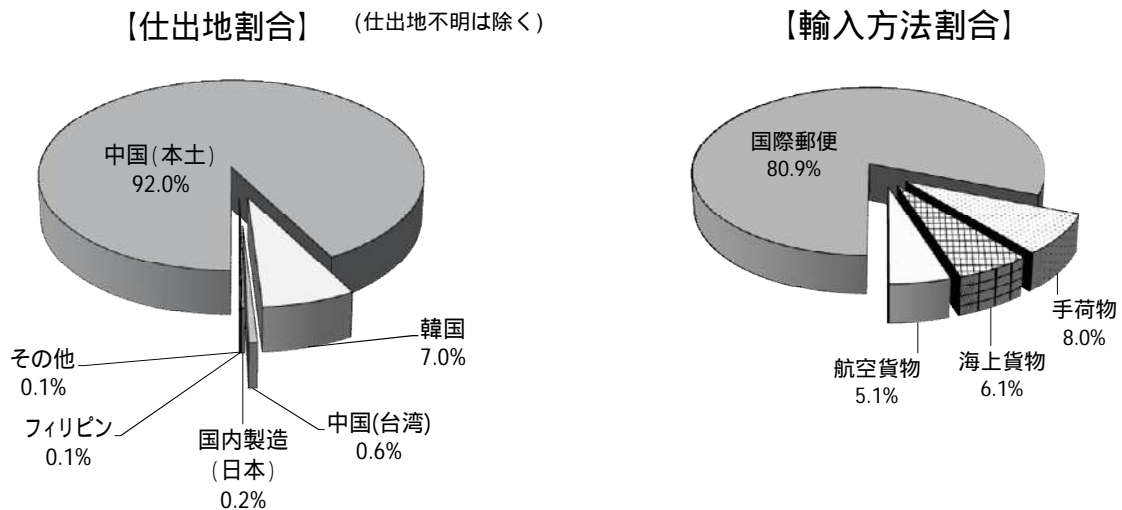
注 1 その他には、不正競争防止法違反(10 事件)、関税法違反(4 事件)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反(2 事件)、意匠法違反(1 事件)、農産物検査法違反(1 事件)を計上している。

2 不正競争防止法違反(7 事件)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反(2 事件)、農産物検査法違反(1 事件)は、食の安全に係る事犯にも計上している。

警察が押収した偽ブランド品の仕出地としては、中国（本土）の割合が年々増加してきており、平成 19 年以降最大の仕出地となっている。平成 22 年に押収され仕出地が判明したもののうち、92.0%は中国（本土）からであった。外国仕出しの偽ブランド品の輸入方法は、海上貨物から国際郵便に変わりつつあり、平成 22 年は国際郵便が 80.9%であった。販売方法は、インターネット利用販売が年々増加してきており、平成 22 年は 52.3%であった。

こうした状況を踏まえ、中国政府に対し、具体的容疑情報を提供して被疑者検挙や違法広告送信防止措置を求めるとともに、国内では、関係業界の協力を得て、偽ブランド品や海賊版 DVD の代金振込先口座の凍結やインターネット上の違法広告の送信防止措置を進めている。

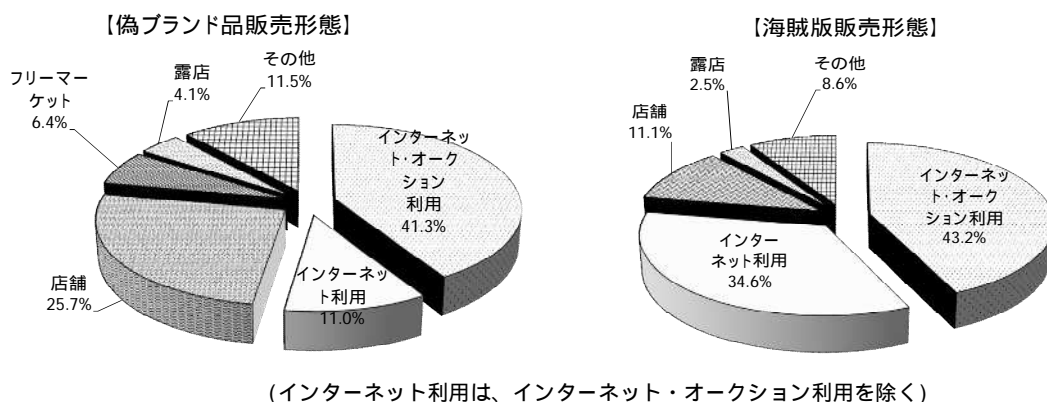
【図表 24】 平成 22 年中に押収した偽ブランド品の仕出地及び輸入方法（点数ベース）



【図表 25】 最近 5 年間における偽ブランド品仕出地別押収状況の推移（単位：点数）

		H18	H19	H20	H21	H22
押 収 総 数		326,314	356,283	507,142	171,520	141,205
国 内 製 造		3,446	4,175	162,489	7,949	252
国 外	韓 国	115,881	117,930	5,972	13,529	9,032
	中国（本土）	73,512	143,170	268,326	93,800	118,162
	中国（香港）	70	49,694	12	181	17
	中国（台湾）	388	-	-	-	825
	タ イ	28	4,505	3,354	40	85
	フィリピン	183	3	3,006	-	120
そ の 他		-	-	9	87	11
不 明		132,806	36,806	63,974	55,934	12,701

【図表 26】 偽ブランド品及び海賊版の販売形態(平成 22 年中)



海賊版事犯で押収された海賊版 D V D 等の大半は日本国内で被疑者が複製した物であった。販売方法は、インターネット利用販売が年々増加してきており、平成 22 年中では 77.8%であった。

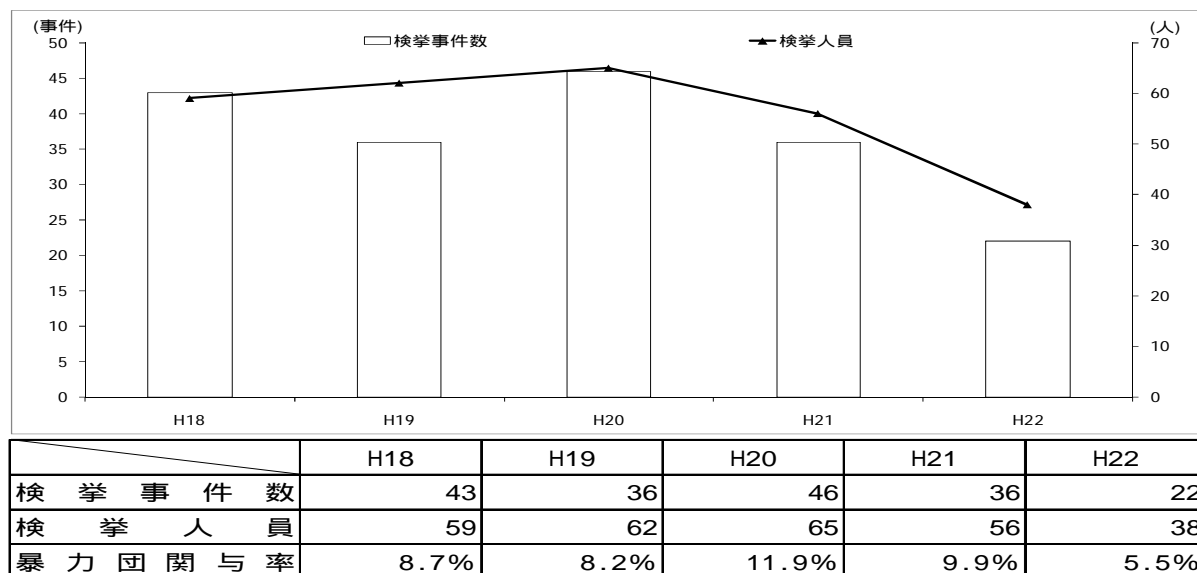
海賊版事犯以外の著作権法違反事犯では、平成 20 年以降ファイル共有ソフトを利用した公衆送信権侵害事犯の検挙が増加してきており、平成 22 年中における検挙事件数は 20 事件であった。

【図表 27】 最近 5 年間における海賊版押収状況の推移 (単位：点数)

	H18	H19	H20	H21	H22
押 収 数	169,717	217,073	105,095	88,109	77,018

暴力団構成員等が被疑者である検挙事件数は 22 事件 ( - 14 事件、 - 38.9% ) で全体の 5.5%であった。

【図表 28】 最近 5 年間における暴力団構成員等が被疑者である知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移



## 主要検挙事例

1	<b>在日韓国人の女らによる偽ブランド品及び模造医薬品販売に係る商標法違反及び薬事法違反事件</b>
---	--

在日韓国人の女らは、平成 22 年 8 月から 9 月までの間、偽ブランド品を販売するとともに、密売所に偽ブランド品約 6 万 5,000 点及び模造医薬品約 1 万 7,000 錠を販売目的で所持していた。同年 11 月までに、2 人を商標法違反（譲渡、譲渡目的所持）及び薬事法違反（模造医薬品の販売目的貯蔵及び医薬品の無許可貯蔵）で検挙した。また、偽ブランド品等の販売代金を自己名義等の預貯金口座に入金していたことから、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前没収保全請求を行い、違法収益の剥奪を図った（徳島）。

2	<b>インターネット・オークションを利用した偽ブランド品（通称イモビカッター）販売に係る商標法違反事件</b>
---	---

会社員の男は、平成 22 年 5 月から 6 月までの間、商標使用に関し何ら権限がないのに、国内自動車メーカーが登録を受けた防護標章を付した電子応用機械器具（通称イモビカッター）を海外のインターネット・オークションサイトを通じて中国の会社から仕入れ、国内のインターネット・オークションサイトで販売した。同年 7 月、同人を商標法違反（譲渡目的所持）で逮捕した（愛知）。

3	<b>インターネット・オークションを利用した英会話教材の海賊版 CD 等販売に係る著作権法違反事件</b>
---	---

無職の男は、平成 21 年 6 月ころから 9 月までの間、インターネット・オークションを利用して英会話教材の海賊版 CD 等を販売していた。22 年 6 月、同人を著作権法違反（頒布）で逮捕した。また、同人は、オークション落札者に対し、海賊版 CD の販売代金を自己名義の預貯金口座に振り込ませていたことから、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前没収保全請求を行い、違法収益の剥奪を図った（熊本）。

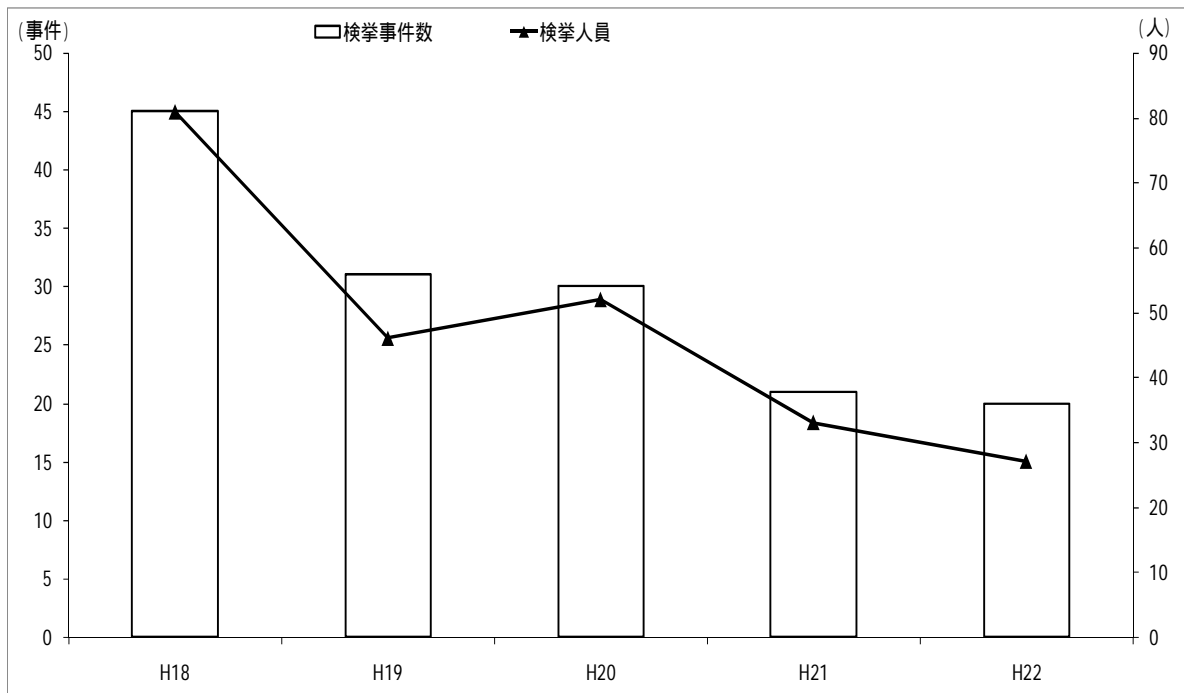
4	<b>ファイル共有ソフトを利用したアニメ映画のインターネット上への違法自動公衆送信に係る著作権法違反事件</b>
---	--

会社従業員の男は、平成 21 年 12 月ころから 22 年 1 月ころまでの間、ファイル共有ソフト「perfect dark」を利用して、アニメ映画を違法にインターネット上に自動的に公衆送信していた。同月、同人を著作権法違反（公衆送信権の侵害）で逮捕するとともに、パソコン、DVD 等約 4,500 点を押収した（京都）。

## 8 不動産事犯

平成 22 年中における不動産事犯の検挙事件数は 20 事件（ - 1 事件、 - 4.8% ）、検挙人員は 27 人（ - 6 人、 - 18.2% ）、検挙法人数は 6 法人（ - 2 法人、 - 25.0% ）であった。

図表 29 最近 5 年間における不動産事犯の検挙状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22
検 挙 事 件 数	45	31	30	21	20
検 挙 人 員	81	46	52	33	27
検 挙 法 人	15	21	10	8	6

注 不動産事犯には、宅地建物取引業法違反（ 8 事件）、建設業法違反（ 6 事件）、建築基準法（ 3 事件）等を計上している。

### 主要検挙事例

#### 1 一級建築士による建築事務所の無登録業務に係る建築士法違反事件

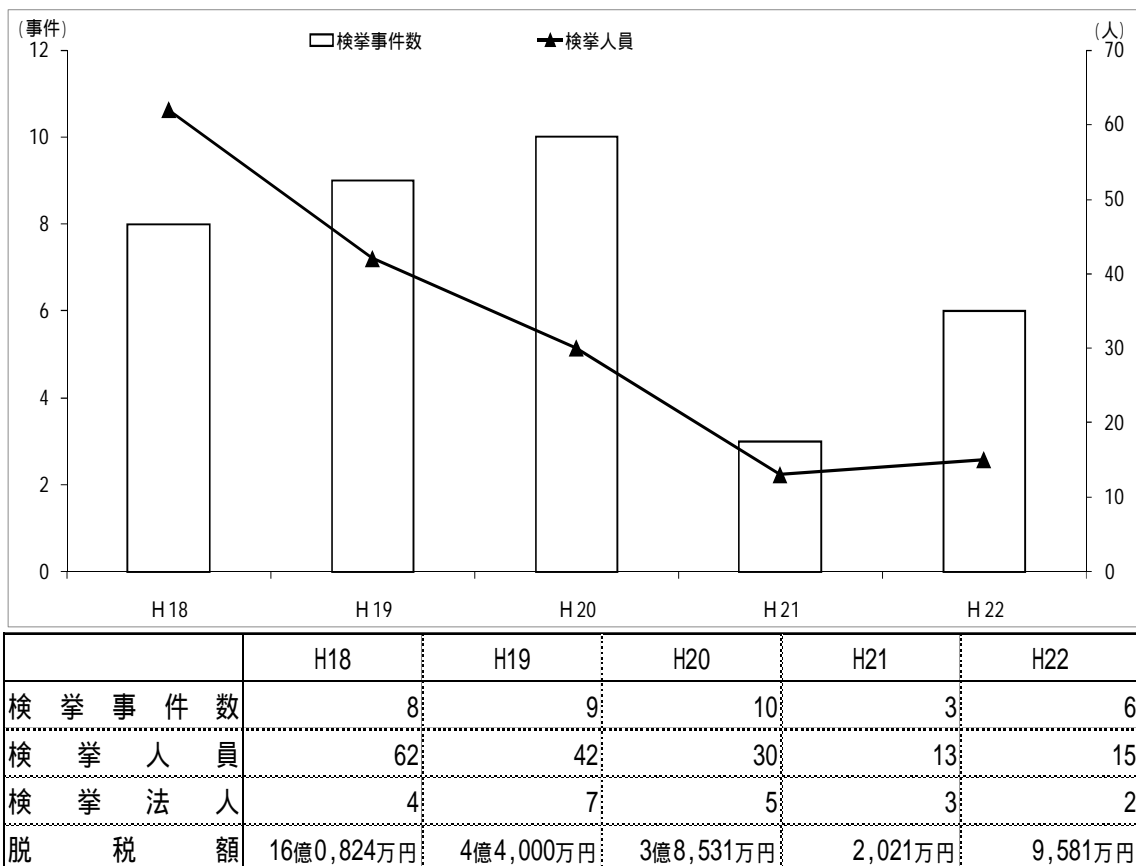
一級建築士の男性は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとする時は、一級建築事務所を定めて都道府県知事の登録を受けなければならないのに、これを受けないで、平成 21 年 11 月から 22 年 2 月までの間、会社役員らと事務所等の改築工事に関する設計等の契約を締結し、それぞれ、同工事に必要な建築設計等の書類を作成して報酬を受けた。同年 11 月、同人を建築士法違反（無登録業務の禁止）で逮捕した（広島）。

## 9 税法事犯

平成 22 年中における税法事犯の検挙事件数は 6 事件（+ 3 事件、+ 100.0%）、検挙人員は 15 人（+ 2 人、+ 15.4%）、検挙法人数は 2 法人（- 1 法人、- 33.3%）であった。

税法事犯の検挙は、地方税法違反 5 事件及び酒税法違反 1 事件の合計 6 事件であり、地方税法違反 5 事件のうち、軽油引取税に関するものは 4 事件であった。

図表 30 最近 5 年間における税法事犯の検挙状況の推移



### 主要検挙事例

#### 1 石油製品販売業者らによる地方税法違反事件

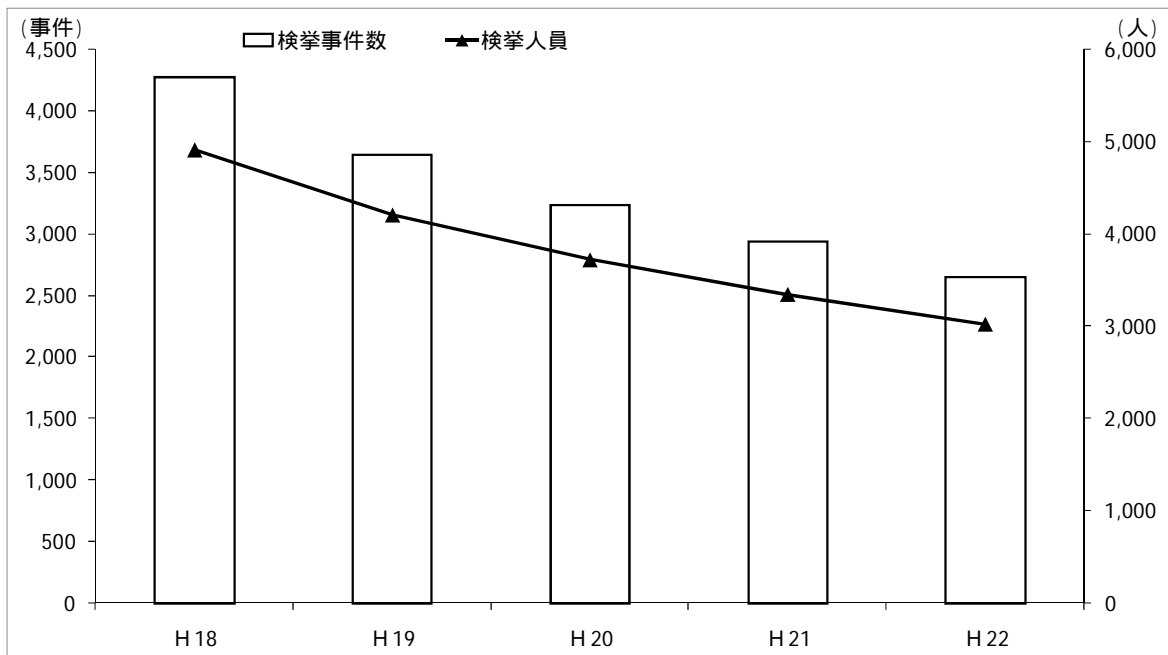
石油製品販売業者らは、不正に交付を受けた免税証により、平成 20 年 4 月ころから 12 月ころまでの間、免税軽油約 720 キロリットルを入手した。このうち 1 業者は、県知事の承認を受けないで、19 年 4 月から 20 年 12 月までの間、不正軽油約 68 キロリットルを製造した。22 年 3 月までに、1 法人、11 人を地方税法違反（免税証の不正受給による免税軽油の引取、製造承認義務違反、不正軽油等譲受）で検挙した（愛媛）。

## 10 諸法令事犯

平成 22 年中における諸法令事犯の検挙事件数は 2,656 事件( - 285 事件、 - 9.7%)、  
 検挙人員は 3,016 人( - 324 人、 - 9.7%)、検挙法人数は 154 法人(+ 36 法人、 + 30.5  
 %)であった。

内訳は、海産物等の密漁に係る漁業法違反等の密漁事犯の検挙事件数は 460 事件(全  
 体の 17.3%)、トラック運転者らが車内に違法無線局を開設する電波法違反等の通信  
 関係事犯の検挙事件数は 716 事件(全体の 27.0%)であった。

【図表 31】 最近 5 年間ににおける諸法令事犯の検挙状況の推移



		H18	H19	H20	H21	H22
密 漁 事 犯	検挙事件数	798	718	634	616	460
	検 挙 人 員	996	935	836	807	573
通 信 関 係 事 犯	検挙事件数	2,056	1,680	1,099	859	716
	検 挙 人 員	2,104	1,691	1,107	860	729
そ の 他	検挙事件数	1,420	1,246	1,501	1,466	1,480
	検 挙 人 員	1,808	1,576	1,772	1,673	1,714
計	検挙事件数	4,274	3,644	3,234	2,941	2,656
	検 挙 人 員	4,908	4,202	3,715	3,340	3,016

図表 32 諸法令事犯の類型別検挙状況（平成 22 年中）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
		うち逮捕		
密 漁 事 犯	460	573	52	1
通 信 関 係 事 犯	716	729	18	1
そ の 他	1,480	1,714	147	152
計	2,656	3,016	217	154

注 その他には、屋外広告物条例違反（379 事件）、鉄道営業法違反（926 事件）、船舶職員法違反（22 事件）、職業安定法違反（27 事件）、消防法違反（7 事件）等を計上している。

図表 33 諸法令事犯の類型別検挙状況（平成 21 年中）（参考）

類 型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人
		うち逮捕		
密 漁 事 犯	616	807	54	0
通 信 関 係 事 犯	859	860	3	0
そ の 他	1,466	1,673	90	118
計	2,941	3,340	147	118

注 その他には、屋外広告物条例違反（439 事件）、鉄道営業法違反（876 事件）、船舶職員法違反（15 事件）、職業安定法違反（5 事件）、消防法違反（14 事件）等を計上している。

### 主要検挙事例

#### 1 経営コンサルタント会社役員らによる法律事務の取扱いに係る弁護士法違反事件

経営コンサルタント会社役員らは、平成 21 年 3 月から 22 年 6 月までの間、弁護士でないのに、経営不振の会社経営者に、「支払いたくない借入金、買掛金は旧会社に置いていき、売掛金等は新会社に持っていける。この方法は合法です。」などと説明して会社分割による事業等の移転を勧め、コンサルティング業務委託契約を締結した上、会社分割の登記等に必要な助言をするなどの法律事務を業として行った。同年 11 月までに、3 人を弁護士法違反（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）で検挙した（警視庁）。

#### 2 無線局の不法運用による電波法違反及び偽計業務妨害事件

無職の男性は、総務大臣の免許を受けず、かつ法定の除外事由がないのに、平成 22 年 3 月から 5 月までの間、自宅に設置した無線設備を操作し、海上保安庁が船舶に対して安全情報等を提供する周波数帯に電波を発射した。また、同年 3 月の電波発射の際、同庁海上保安本部海上交通センターに対し、船舶航行の障害物が航路上に浮遊して危険な状態にある旨の虚偽の事実を通報し、同本部所属の巡視艇及び航空機を出動させるなどして、同庁職員の正当な業務を妨害した。同年 7 月までに、同人を電波法違反（無線局の運用）及び偽計業務妨害罪で検挙した（大阪）。